

平成 23 年 4 月 4 日
厚生労働省

水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱いについて

- 水道水中の放射性物質の指標等（放射性ヨウ素 300Bq/kg（乳児の摂取は 100Bq/kg）、放射性セシウム 200Bq/kg）を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対し飲用を控えるよう要請を行ってきた。
- これについては、我が国で初めての原子力緊急事態が依然として収束していないこと等にかんがみ、当分の間、現行の指標等を維持するものとする。
- 以上の方針は、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」（平成 23 年 3 月 29 日食品安全委員会）、原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解、及び薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会がとりまとめた「食品中の放射性物質に関する当面の所見」を受けて、食品中の放射性物質に関する暫定規制値が当分の間維持される方針となったことに対応するものである。